

岩国地域 8 市町村合併協議会

第 3 回 会 議 資 料

と き 平成 1 6 年 1 2 月 6 日（月） 1 3 時 3 0 分から

ところ 玖珂町体育センター

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 議 事

(1) 協議事項

協議第 3 号の 2 合併の期日について（協定項目 2）	・・・ 1
協議第 6 号の 1 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）	・・・ 3
協議第 7 号 財産及び公の施設の取扱いについて（協定項目 5）	・・・ 5
協議第 8 号 地方税の取扱いについて（協定項目 8）	・・・ 6
協議第 9 号 一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目 9）	・・・ 8
協議第 10 号 地域審議会の取扱いについて（協定項目 10）	・・・ 9
協議第 11 号 特別職の身分の取扱いについて（協定項目 11）	・・・ 12
協議第 12 号 組織及び機構の取扱いについて（協定項目 12）	・・・ 13
協議第 13 号 条例、規則等の取扱いについて（協定項目 13）	・・・ 14
協議第 14 号 町名・字名の取扱いについて（協定項目 14）	・・・ 15
協議第 15 号 慣行の取扱いについて（協定項目 15）	・・・ 16
協議第 16 号 一部事務組合等の取扱いについて（協定項目 16）	・・・ 17
協議第 17 号 公共的団体等の取扱いについて（協定項目 17）	・・・ 19
協議第 18 号 消防団の取扱いについて（協定項目 20）	・・・ 20
協議第 19 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 7）	・・・ 21
協議第 20 号 電算システム関係事業の取扱いについて（協定項目 23-1）	・・・ 22
協議第 21 号 地域振興関係事業の取扱いについて（協定項目 23-2）	・・・ 23
協議第 22 号 広報広聴・コミュニティ関係事業の取扱いについて（協定項目 23-3）	・・・ 24
協議第 23 号 消防防災関係事業の取扱いについて（協定項目 23-4）	・・・ 25
協議第 24 号 高齢・障害者福祉関係事業の取扱いについて（協定項目 23-5）	・・・ 26
協議第 25 号 児童福祉関係事業の取扱いについて（協定項目 23-6）	・・・ 28
協議第 26 号 保育関係事業の取扱いについて（協定項目 23-7）	・・・ 29
協議第 27 号 健康管理関係事業の取扱いについて（協定項目 23-8）	・・・ 30
協議第 28 号 生活環境関係事業の取扱いについて（協定項目 23-9）	・・・ 31
協議第 29 号 下水道関係事業の取扱いについて（協定項目 23-11）	・・・ 32
協議第 30 号 農林水産関係事業の取扱いについて（協定項目 23-12）	・・・ 33

協議第 31 号	商工観光関係事業の取扱いについて（協定項目 23-13）	・・・36
協議第 32 号	建設・都市開発関係事業の取扱いについて（協定項目 23-14）	・・・37
協議第 33 号	公営住宅関係事業の取扱いについて（協定項目 23-15）	・・・38
協議第 34 号	教育関係事業の取扱いについて（協定項目 23-16）	・・・41
協議第 35 号	病院関係事業の取扱いについて（協定項目 23-17）	・・・43
協議第 36 号	交通関係事業の取扱いについて（協定項目 23-18）	・・・44
5	第 4 回会議開催日時及び協議事項について	・・・45
6	その他	
7	閉 会	

合併の期日について（協定項目 2）

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、平成 1 8 年 3 月 2 0 日とする。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日提出

平成 1 6 年 1 2 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 1 2 月 6 日確認

合併の期日の比較

区 分	平成 1 7 年 9 月上旬	平成 1 8 年 3 月下旬
住民生活 (窓口業務等) への影響	事務処理の繁忙期を避けることができ、窓口業務等の混乱が回避できる。	通常月に比べて住民異動等の事務量が多い時期となるが、事前に事務処理体制等を徹底することにより対応は可能となる。
電算統合 システム	- 年度末合併を想定した統合システム（納付書発行、収納等の一本化）開発の準備を進めており、合併が年度途中になると、新たなシステム開発や改修等が必要となり多額の追加経費を伴う。 - 旧市町村システムとの並行稼動となり、事務処理等の混乱による住民サービスへの影響も懸念される。	- 年度末合併のため統合システムに変更はなく、追加経費は発生しない。 - 統合システムのためのみの運用となり、スムーズな事務処理が可能となる。
合併準備期間	約半年の準備期間となり、通常の合併準備には支障はないものと思われる。	約 1 年間の準備期間が確保でき、通常の合併準備に加えて、新市において調整することを確認した項目についても、この間に十分協議を行うことにより道筋を立てることが可能となる。

- 電算統合による住民サービスへの影響等を考慮すると、合併の期日は、平成 1 8 年 3 月下旬の休日明けである 3 月 2 0 日（月）が適当と判断される。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 8 市町村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 地方自治法第 9 1 条の規定による新市の議会議員の定数については、3 4 人とする。
- 3 新市の議会議員の報酬の額について、在任期間中については、合併前の 8 市町村の報酬の額とする。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

平成 1 6 年 1 2 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 1 2 月 6 日一部確認

財産及び公の施設の取扱いについて（協定項目 5）

財産及び公の施設の取扱いについて、次のとおり提案する。

8 市町村の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 1 2 月 6 日確認

地方税の取扱いについて（協定項目 8）

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 個人市町村民税

- (1) 個人市町村民税の税率については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。
- (2) 納期については、岩国市の例による。
- (3) 減免については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。

2 法人市町村民税

法人市町村民税の税率については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。

3 固定資産税

- (1) 固定資産に対する課税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は不均一課税を適用する。
また、固定資産税の税率については、各市町村の事情に十分配慮し、新市において調整する。
- (2) 納期については、岩国市の例による。
- (3) 減免については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。

4 軽自動車税

- (1) 軽自動車税の税率については、標準税率によるものとする。ただし、特殊農業車に対する課税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く 5 年度間は不均一課税を適用する。
- (2) 納期については、岩国市、周東町及び美和町の例による。
- (3) 減免については、合併時に岩国市の例により調整する。

5 たばこ税

たばこ税の税率及び課税免除については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。

6 鉱産税

鉱産税の税率については、8 市町村に差異がないため、現行のとおりとする。

7 特別土地保有税

特別土地保有税の税率については、8市町村に差異がないため、現行のとお
りとする。

8 入湯税

入湯税の税率及び課税免除については、岩国市、由宇町、玖珂町、錦町及び
美和町の例による。

9 前納報奨金

前納報奨金については、合併時に廃止する。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目 9）

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

8 市町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 1 2 月 6 日確認

地域審議会の取扱いについて（協定項目 10）

地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 合併前の岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の区域ごとに、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 の規定に基づく地域審議会を設置する。
- 2 地域審議会の設置に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとする。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

名 称	設置区域
岩国地域審議会	合併前の岩国市の区域
由宇地域審議会	合併前の玖珂郡由宇町の区域
玖珂地域審議会	合併前の玖珂郡玖珂町の区域
本郷地域審議会	合併前の玖珂郡本郷村の区域
周東地域審議会	合併前の玖珂郡周東町の区域
錦地域審議会	合併前の玖珂郡錦町の区域
美川地域審議会	合併前の玖珂郡美川町の区域
美和地域審議会	合併前の玖珂郡美和町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 自治会長、区長その他自治会を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、原則として公開する。ただし、議長が必要と認める場合は、出席委員の過半数の賛同をもって非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、本庁及び各総合支所において処理する。

(補則)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

特別職の身分の取扱いについて（協定項目 11）

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

特別職（議会議員を除く。）の身分の取扱いについては、その設置、人数、任期、報酬等について、次のとおり調整する。

- (1) 市長、助役、収入役、教育長及び公営企業管理者の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額については、現行の給料の額及び同規模の地方自治体の例をもとに合併時に調整する。
- (2) 行政委員会の委員（農業委員会委員を除く。）の人数及び任期については、法令の定めるところによる。
- (3) 行政委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の地方自治体の例をもとに合併時に調整する。
- (4) その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要があるもの（消防団員を除く。）については、その人数及び任期について、合併時に調整する。
- (5) その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要があるものについては、その報酬の額について、合併時に調整する。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

組織及び機構の取扱いについて（協定項目 12）

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

新市における組織及び機構の整備方針は、次のとおりとする。

ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

1 総括方針

- (1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (2) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
- (3) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (4) 簡素で効率的な組織機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (6) 新たな行政課題に速やかにかつ的確に対応できる組織機構
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構

2 個別整備方針

- (1) 新市の組織は、現岩国市役所を本庁とし、7町村の役場を総合支所とする。

- (2) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。

総合支所は、合併前の町村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除く住民サービスを提供するとともに地域の振興を図る総合行政機関とする。

- (3) 支所、出張所については、出張所として存続する。また、出先機関については、本庁関係部署直轄の機関として引き継ぐ。

- (4) 8市町村に設置されている委員会、委員及び附属機関等については、実態を考慮して整備する。

また、委員構成等については、8市町村の実情、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

条例、規則等の取扱いについて（協定項目 13）

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

新市における条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。
- (2) 合併後においても一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

町名・字名の取扱いについて（協定項目 14）

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 8 市町村の町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 岩国市の町名については、現行のとおりとし、字名については、「大字」の表記を削除するものとする。
- 3 由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の町名・字名については、新市の名称の後にそれぞれの町村名を付して、「大字」の表記を削除するものとする。
ただし、本郷村については、新市の名称の後に「本郷町」を付して表記する。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

慣行の取扱いについて（協定項目 15）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章は、新市において新たに定める。
- 2 市民憲章、市の木、花、歌等は、新市において新たに定める
- 3 各種宣言、表彰制度は、新市において新たに定める。
- 4 各種イベントについては、原則として現行のとおり引き継ぐものとし、新市において地域性を考慮しながら調整する。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

一部事務組合等の取扱いについて（協定項目 16）

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 一部事務組合について

- (1) 山口県東部地方税整理組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において事務を行う。

なお、山口県東部地方税整理組合の職員については、関係団体の協議により、合併時まで調整する。

- (2) 玖北環境衛生施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐ。
- (3) 玖西環境衛生組合、周東環境衛生組合、周陽環境整備組合、柳井地域広域水道企業団及び光地域広域水道企業団については、新市において合併の日に旧市町村の区域を対象地区として、当該組合に加入する。
- (4) 玖珂地方老人福祉施設組合、山口県市町村災害基金組合及び岩国地区消防組合については、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (5) 山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び山口県自治会館管理組合については、関係団体との協議により、合併時まで調整する。

2 協議会について

- (1) 岩国地区広域市町村圏協議会については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において関係団体との協議により、当該協議会を設置する。
- (2) 岩国地域合併協議会及び岩国地域 8 市町村合併協議会については、合併の日の前日までに廃止する。

3 機関の共同設置について

- (1) 玖西介護認定審査会及び玖北地域介護認定審査会については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において事務を行う。
- (2) 山口県市町村公平委員会については、関係団体との協議により、合併時まで調整する。

4 事務の委託について

一般廃棄物処理事務委託については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において合併の日に当該事務を受託する。

5 財団法人及び第三セクターについて

財団法人に対する出捐金、社団法人に対する拠出金及び第三セクターに対する出資金については、すべて新市に引き継ぐ。

ただし、同様な事業目的を有する団体については、統合整備に努めるものとする。

6 土地開発公社について

土地開発公社については、岩国市土地開発公社を新市の土地開発公社とし、玖珂町土地開発公社、周東町土地開発公社、錦町土地開発公社及び美和町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

公共的団体等の取扱いについて（協定項目 17）

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- (1) 8 市町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

消防団の取扱いについて（協定項目 20）

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 8 市町村の消防団は合併時に統合し、消防団員は、新市に引き継ぐものとする。
- 2 団長、副団長及び定員については、合併時に調整し、その他の階級等については、新市において速やかに調整する。

平成 1 6 年 1 2 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 1 2 月 6 日確認

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 7）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 新市に 1 つの農業委員会を置き、8 市町村の農業委員会の選挙による委員であった者のうち 80 人は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 選挙による委員の定数は、30 人とし、選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

電算システム関係事業の取扱いについて（協定項目 23-1）

電算システム関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

電算システムの統合については、次の方針に基づき調整する。

- (1) 住民サービスの低下を招かないようシステムの安定稼動を最優先とし、最小のコストで統合を実施するため、基幹業務のシステムは岩国市のシステムに統合する。
- (2) 基幹業務以外の業務システムは新市において効率的な運用が可能となるよう十分な検討を行う。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

地域振興関係事業の取扱いについて（協定項目 23-2）

地域振興関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 人口定住事業について

(1) 第3子以降の出産祝金については、由宇町の例による。

ただし、第1子及び第2子の出産祝金については、当分の間現行のとおりとする。

なお、本郷村において実施している第3子以降の出産祝金について、合併日の前日までに制度の適用を受けた者は、現行のとおりとする。

(2) 転入奨励金、結婚祝金、就学奨励金、長寿祝金、就業奨励金、住宅新築祝金、二世帯住宅建築資金利子補給金及び団地造成貸付については、廃止する。

ただし、二世帯住宅建築資金利子補給金及び団地造成貸付について、合併日の前日までに制度の適用を受けた者は、現行のとおりとする。

2 人材育成事業及び青少年派遣事業について

人材育成事業及び青少年派遣事業については、合併時に制度を創設する。

3 姉妹都市提携等について

姉妹都市提携等については、当面、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

広報広聴・コミュニティ関係事業の取扱いについて（協定項目 23-3）

広報広聴・コミュニティ関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 広報紙の発行について

- (1) 広報紙の発行回数については、月 2 回とし、地域の情報を十分に盛り込むものとする。
- (2) 広報紙の配布方法については、新市において速やかに調整する。

2 自治会の組織等について

- (1) 自治会の連合会組織については、連合会組織のない町村にあっては、合併時までに設立に努め、新市において速やかに統合できるよう調整する。
- (2) 自治会長の身分、自治会への依頼業務等については、新市において各地域の実情を考慮して速やかに調整する。

3 交通安全関連業務等について

- (1) 防犯灯設置補助については、新市において制度を創設する。
- (2) 交通安全対策協議会については、新市において速やかに統合を図る。

4 交通災害共済制度について

交通災害共済制度については、合併時に廃止する。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

消防防災関係事業の取扱いについて（協定項目 23-4）

消防防災関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

防災行政無線については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

平成 1 6 年 1 2 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 1 2 月 6 日確認

高齢・障害者福祉関係事業の取扱いについて（協定項目 23-5）

高齢・障害者福祉関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 重度障害者福祉タクシー利用助成事業について

重度障害者福祉タクシー利用助成事業については、社会参加の促進を図ることを事業目的とし、対象者、交付枚数等サービス内容を充実する方向で、合併時に統一する。

なお、人工透析患者に対する助成については、玖珂町及び周東町の例を踏まえ、合併時に制度を創設する。

2 高齢者等福祉タクシー利用助成事業について

高齢者等福祉タクシー利用助成事業については、社会参加の促進及び交通が不便な地区における福祉の増進を図ることを事業目的とし、実施地域を限定した上で、対象者、交付枚数等を合併時に統一する。

3 優待乗車証交付事業について

(1) バス福祉優待乗車証（高齢者分、障害者分）については、新市が運営する全てのバスの利用が可能な優待乗車証を発行することとし、対象者及び利用料金については、岩国市の例による。

(2) 岩国市高齢者等福祉優待乗車証（防長バス、錦川清流線）については、合併時までに見直しを行う。

4 敬老行事について

(1) 記念品については、岩国市の例による。

(2) 祝金については、新市に移行後、速やかに調整する。

(3) 敬老行事については、当分の間現行のとおりとし、地域の実情を考慮しながら随時調整する。

5 緊急通報システム事業について

(1) 対象者については、岩国市の例による。

(2) 利用者負担金については、合併時に統一する。ただし、低所得者層に対しては、軽減措置の導入を検討する。

6 ねたきり老人等介護見舞金支給事業等について

ねたきり老人等介護見舞金支給事業については、岩国市の例により、また、家族介護慰労金支給事業については、周東町の例によるものとし、いずれかの制度を適用する。

7 配食サービス事業について

配食サービス事業については、対象者の基準を新たに設定し、配食数、利用者負担金等を合併時に統一するよう努める。

8 ふれあいデイサービス事業について

ふれあいデイサービス事業の対象者については、当分の間現行のとおりとし、利用回数、利用者負担金等は、合併時に統一するよう努める。

9 ふれあいヘルパー派遣事業について

ふれあいヘルパー派遣事業の対象者については、当分の間現行のとおりとし、利用時間、利用者負担金等は、合併時に統一するよう努める。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

児童福祉関係事業の取扱いについて（協定項目 23-6）

児童福祉関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 児童館事業について

既存の児童館においては、子育て支援に関する取組みを行うなど、一層の利用促進を図るとともに、新たな施設の設置に際しては、新市において十分な検討を行う。

また、留守家庭学童保育事業は、引き続き実施する。

2 子育て支援センター事業について

既存の子育て支援センターについては、一層の利用促進を図るとともに、新市において、地域の実情に応じた計画的な配置を行う。

また、各子育て支援センター間や教育委員会、保健センター等との連携強化を図り、事業内容の充実に努める。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

保育関係事業の取扱いについて（協定項目 23-7）

保育関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 保育料について

- (1) 保育料については、平成 18 年度は現行のとおりとし、平成 19 年度に統一する。

ただし、玖珂町、周東町、錦町及び美川町については、急激な住民負担増とならないよう、段階的な調整を行い、平成 21 年度に統一する。

なお、統一する保育料については、国の保育所徴収基準額に対して概ね 30% の軽減措置を講ずるものとする。

- (2) へき地保育所の保育料については、当分の間、現行のとおりとし、随時調整する。

2 その他の軽減措置について

同時入所の第 2 子の保育料については、該当保育料の 1 / 2 の額に、また、第 3 子以降の保育料については、受益者負担の観点から、該当保育料の 1 / 10 の額に、平成 19 年度に統一する。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

健康管理関係事業の取扱いについて（協定項目 23-8）

健康管理関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 健康診査事業（基本健康診査）について

基本健康診査・歯周疾患検診については、医師会等関係機関との調整を図り、対象年齢・検査項目等を合併時に統一するよう努める。

また、自己負担金は、受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。

2 健康診査事業（がん検診）について

胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん・前立腺がん検診については、医師会等関係機関との調整を図り、対象年齢等を合併時に統一するよう努める。

また、自己負担金は、受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。

3 健康診査事業（女性の健康診査等）について

女性の健康診査については、医師会等関係機関との調整を図り、対象年齢等を合併時に統一するよう努める。

また、自己負担金は、受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。

4 集団健診（1歳6ヶ月児・3歳児）について

集団健診については、障害や疾病の早期発見等を目的としていることから、医師会等関係機関との調整を図り、専門スタッフなど健診体制が充実している会場において、集約して実施することを基本とする。

ただし、新市に移行後も当分の間、必要に応じて、従前の会場においても実施する。

5 予防接種事業について

集団接種については、ポリオのみとし、それ以外の接種は、個別接種で実施する。

6 機能訓練事業について

実施内容等については、当面、現行のとおりとする。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

生活環境関係事業の取扱いについて（協定項目 23-9）

生活環境関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 斎場関係事業について

- (1) 斎場施設については、新市に引き継ぐ。
- (2) 斎場使用料については、合併時に統一する。ただし、葬儀等使用料については、現行のとおりとする。
- (3) 霊柩車事業については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (4) 公営墓地については、新市に引き継ぐ。

2 合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、当分の間現行のとおりとする。

3 ごみの収集関係事業について

- (1) 指定ごみ袋の料金については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 粗大ごみ収集手数料については、岩国市の例による。
- (3) 直接搬入手数料については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (4) ごみの分別については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (5) ごみの収集運搬については、当分の間現行のとおりとし、地域の実情を考慮して随時調整する。

4 し尿・浄化槽汚泥処理について

し尿・浄化槽汚泥処理については、現行のとおりとする。

5 資源回収推進事業について

資源回収推進事業について、奨励金額については、由宇町及び玖珂町の例によるものとし、対象品目については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

6 生ごみ処理機等購入補助事業について

生ごみ処理機等購入補助事業については、岩国市の例による。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

下水道関係事業の取扱いについて（協定項目 23-11）

下水道関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 公共下水道事業について

- (1) 使用料については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとする。ただし、新たな施設の供用開始や定期的な料金改定の際には、使用料の算定基準を統一する方向で調整する。
- (2) 受益者負担金（分担金）については、当分の間現行のとおりとする。
- (3) 水洗便所改造資金融資利子補給補助金については、合併時に制度を創設する。
- (4) 水洗便所改造工事補助金については、合併時に廃止する。

2 農業集落排水事業について

- (1) 使用料については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (2) 加入負担金（分担金）については、当分の間現行のとおりとする。

3 特定地域生活排水処理事業について

特定地域生活排水処理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

農林水産関係事業の取扱いについて(協定項目 23-12)

農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 農業振興助成制度について

(1) 振興作物奨励制度については、当面、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興計画等に基づき調整する。

(2) 担い手育成事業について

① 農地流動化奨励金制度については、新市に移行後、速やかに調整する。

② 新規就農者助成制度については、由宇町の例により調整する。

(3) 畜産振興助成制度について

① 町村有繁殖雌牛貸付制度、肉用牛導入事業補助金、預託牛利子補給金、優良雌牛保留事業及び町村有牛産子肥育事業補助金については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

② 玖珂郡肉用牛共進会に対する助成及び飼料作物の種子購入補助については、合併時に制度を創設する。

ただし、玖西連合肉牛共進会については、現行のとおりとする。

③ 優良子牛の精液代金助成、人工授精業務及び子牛の生産奨励に関する助成措置については、新市に移行後、速やかに制度を創設し、統一を図る。

④ 家畜伝染病予防対策については、新市に移行後、速やかに調整する。

(4) 農業近代化資金利子補給制度については、現行のとおりとする。

2 農業関係事業の分担金等について

(1) 国・県補助事業の土地改良事業の賦課金(分担金)及び農業関連事業の分担金については、美和町の例により調整する。

ただし、かんがい排水事業の分担金については、事業費の5%以内とする。

なお、由宇町、玖珂町及び周東町で実施している賦課金(分担金)の償還金補助について、合併の前日までに制度の適用を受けた者は、現行のとおりとする。

(2) 市町村単独土地改良事業補助制度について

① かんがい用排水路事業、畦畔等整備事業、ほ場等整備事業については、美和町の例により調整する。

② 農業集落排水事業(償還金補助)については、合併時に廃止する。ただし、合併日の前日までに制度の適用を受けた者は、現行のとおりとする。

③ 農道等整備事業については、由宇町及び美和町の例により調整する。

- (3) 非補助事業については、美和町の例により調整する。ただし、合併日の前日までに制度の適用を受けた者は、現行のとおりとする。

3 林業振興事業について

- (1) 造林事業補助金、枝打事業補助金及び被災森林復旧促進事業については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 松くい虫被害対策自主事業、森林病虫害防除促進対策事業について、国庫補助事業分については、現行のとおり新市に引き継ぎ、単独事業分については、新市に移行後、速やかに調整する。

4 林業関係事業の分担金等について

- (1) 林道整備事業の分担金については、事業費の5%以内とする。ただし、当面、減免措置を講ずる。
- (2) 小規模治山事業の分担金については、事業費の5%以内とする。
- (3) 作業道助成制度については、錦町の例による。

5 有害鳥獣対策について

(1) 被害防止対策

有害鳥獣被害防止対策助成事業の補助率については、補助対象経費の1/2以内とし、合併時に統一する。

(2) 捕獲対策

- ① 有害鳥獣捕獲対策協議会については、新市に移行後、速やかに統一し、新市の有害鳥獣捕獲計画を作成する。
- ② 有害鳥獣捕獲助成制度等については、新市に移行後、速やかに調整する。

6 漁業近代化資金利子補給制度について

漁業近代化資金利子補給制度については、岩国市の例による。ただし、合併日の前日までに制度の適用を受けた者は、現行のとおりとする。

7 漁港区域内占用料等及び漁港使用料について

- (1) 漁港区域内の土砂採取料については、現行のとおりとする。
- (2) 漁港区域内占用料及び漁港使用料については、岩国市の例による。

8 水産関係事業の補助金について

水産関係団体が実施している稚鮎放流や種苗放流などに対する補助金については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

商工観光関係事業の取扱いについて（協定項目 23-13）

商工観光関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 中心市街地活性化事業等について

中心市街地活性化事業等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後の事業実施に当たっては、財源の確保等について十分検討する。

2 企業誘致制度について

- (1) 企業誘致制度については、合併時に岩国市の例により調整する。ただし、合併日の前日までに制度の適用を受けた者は、現行のとおりとする。
- (2) 本郷村の工業団地に係る奨励制度については、現行のとおりとする。
- (3) 玖珂町及び周東町の工業団地に係る奨励制度については、当面、現行のとおりとし、新市に移行後、速やかに調整する。

3 中小企業金融制度について

中小企業金融制度（制度融資、利子補給及び保証料補給）については、総合的な見直しを行い、合併時に金融制度を統一する。

また、一層利用しやすい制度となるよう、合併時に資金を創設する。

4 商工観光関係団体補助金について

商工会議所、商工連盟連合会、商工会、シルバー人材センター及び観光協会等観光関係団体に対する補助金については、当面、現行のとおりとし、現行制度を尊重しながら補助基準等について、随時調整する。

5 交流イベントについて

- (1) 交流イベントについては、当面、現行のとおりとし、実施時期や実施体制など見直しが必要なものについて、随時調整する。
- (2) 交流イベントに対する補助金については、当面、現行のとおりとし、これまでの経緯を尊重しながら随時調整する。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

建設・都市開発関係事業の取扱いについて(協定項目 23-14)

建設・都市開発関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 道路認定について

- (1) 市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 新市における市道の認定基準については、岩国市の例により調整する。ただし、町村道編入予定路線については、市道認定の対象路線となるよう調整する。

2 私道等舗装補助事業について

私道等舗装補助事業については、合併時に制度を創設する。

3 生活道整備事業について

生活道整備事業については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

4 道路及び河川の占用料について

道路及び河川の占用料については、岩国市の例による。

5 急傾斜地崩壊対策事業等の分担金について

- (1) 急傾斜地崩壊対策事業及び自然災害防止事業（県事業）の分担金については、事業費の 1 % 以内とする。ただし、継続事業については現行のとおりとする。
- (2) 小規模急傾斜地崩壊対策事業（市町村事業）の分担金については、事業費の 5 % 以内とする。ただし、継続事業については現行のとおりとする。

6 都市景観関連事業について

都市景観関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

7 都市公園等の使用料（占用料）について

都市公園等の使用料（占用料）については、岩国市の例により調整する。

平成 16 年 12 月 6 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 12 月 6 日確認

公営住宅関係事業の取扱いについて（協定項目 23-15）

公営住宅関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 公営住宅の使用料について
公営住宅の使用料については、入居者の負担増とならないよう調整する。
- 2 特定公共賃貸住宅使用料について
特定公共賃貸住宅使用料については、現行のとおりとする。
- 3 改良住宅使用料について
改良住宅使用料については、岩国市の例による。
- 4 若者定住住宅・町村単独住宅使用料について
若者定住住宅・町村単独住宅使用料については、現行のとおりとする。
- 5 敷金について
敷金については、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の例による。
- 6 駐車場使用料について
駐車場使用料については、現行のとおりとする。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

利便性係数の見直しについて

平成16年3月31日付けで公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布・施行され、次のとおり公営住宅使用料の算定に係る数値である利便性係数について見直しが行われました。

【利便性係数見直しの概要】

● 公営住宅使用料（家賃）の算定方法

住宅使用料(家賃)＝家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数

● 改正の趣旨

利便性が高い商業地等に立地する公営住宅や設備水準の高い公営住宅に対して、その便益を適切に家賃に反映することが求められ、また、全国的に市町村合併に取り組む市町村が増加している中、立地係数が異なる市町村が合併する場合、合併後の立地係数は合併前の市町村の中で最も高いものに統一されるため、立地係数の低い市町村の公営住宅の家賃が上昇することになり、この家賃上昇を抑制する措置を講ずることが求められている。

このような状況を踏まえ、公営住宅の家賃の算定に係る数値のうち、利便性係数について、より地域の実情を反映することができるよう改正が行われた。

● 改正内容

利便性係数の範囲

改正前：0.7以上1以下 ⇒ 改正後：0.5以上1.3以下

※ 利便性の高い公営住宅の便益を家賃に適切に反映すること及び市町村合併による立地係数の上昇に伴う家賃の上昇を抑制するため。

※ 改正後の利便性係数の適用に当たっては、改正の趣旨を踏まえ、個別の公営住宅の有する利便性を的確に判断して係数を定めることとする。特に0.7を下回る係数の適用は市町村合併の場合に限って行うこととする。

● 施行期日 平成16年3月31日

※ 見直し後の利便性係数については、原則として平成17年度の家賃から適用できるよう速やかに条例又は規則の改正を行うこと。

調整内容変更のイメージ図

(例) ○○町△△住宅居住のAさんの場合

当初の調整方針

入居者の急激な負担増とならないよう、合併後一定の期間を設け調整する。

$$\boxed{\text{算定基礎額}} \times \boxed{\text{市町村立地係数}} \times \boxed{\text{規模係数}} \times \boxed{\text{経過年数係数}} \times \boxed{\text{利便性係数}} = \boxed{\text{家賃}}$$

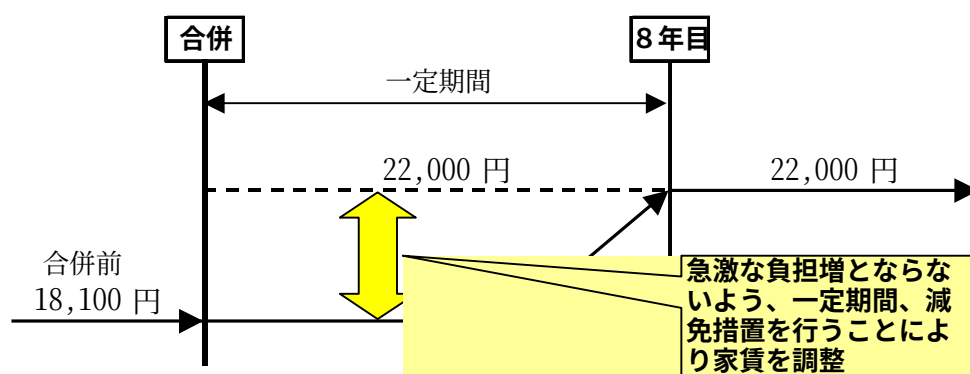
$$\text{合併前： } 37,100 \times \underline{0.70} \times 1.0 \times 1.0 \times 0.7 = 18,100 \text{ 円}$$

(町村の立地係数)

↓

$$\text{合併後： } 37,100 \times \underline{0.85} \times 1.0 \times 1.0 \times 0.7 = 22,000 \text{ 円}$$

(新市の立地係数)



今回の調整方針

入居者の負担増とならないよう調整する。

$$\boxed{\text{算定基礎額}} \times \boxed{\text{市町村立地係数}} \times \boxed{\text{規模係数}} \times \boxed{\text{経過年数係数}} \times \boxed{\text{利便性係数}} = \boxed{\text{家賃}}$$

$$\text{合併前： } 37,100 \times \underline{0.70} \times 1.0 \times 1.0 \times \underline{0.7} = 18,100 \text{ 円}$$

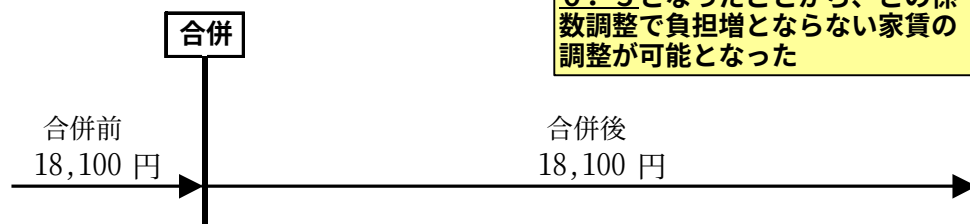
(町村の立地係数) (改正前の係数下限値)

↓

$$\text{合併後： } 37,100 \times \underline{0.85} \times 1.0 \times 1.0 \times \underline{0.5764} = 18,100 \text{ 円}$$

(新市の立地係数)

政令の改正により、係数の下限が0.5となったことから、この係数調整で負担増とならない家賃の調整が可能となった



教育関係事業の取扱いについて（協定項目 23-16）

教育関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 通学区域（小・中学校）について

小・中学校の通学区域については、新市に移行後も現行のとおりとし、必要に応じて随時調整する。

2 学校給食について

(1) 学校給食の実施方法については、既存施設の有効活用を図りながら、新市において効率的な実施が可能となるよう十分な検討を行う。

(2) 給食費については、当面、現行のとおりとする。

3 奨学金貸付について

奨学金貸付については、合併時に新たな制度を創設する。

4 遠距離通学に係る各種補助施策について

遠距離通学に係る各種補助施策（遠距離通学費補助、スクールバス・スクールタクシーの運行）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 就学助成事業について

就学助成事業の対象者については、岩国市、錦町及び美和町の例による。

なお、国の基準にない支給項目（ヘルメット購入費）については、合併時に岩国市、玖珂町及び周東町の例により調整する。

6 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業の保育料については、由宇町及び美和町の例による。ただし、周東町の保育料については、段階的に統一する方向で調整する。

7 成人式について

成人式については、当分の間分散開催する。

8 公民館の運営について

公民館の休館日、開館時間等については、新市に移行後も現行のとおりとし、地域性を考慮しながら、統一に向けた検討を行う。

9 図書館の運営について

図書館の運営については、新市に移行後、速やかに調整する。

なお、生涯学習の拠点施設として、全域サービスに向けた事業の拡大について検討する。

10 公立幼稚園について

公立幼稚園の授業料については、由宇町の例による。ただし、玖珂町の授業料については、急激な住民負担増とならないよう、平成18年度は6,500円とする。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

病院関係事業の取扱いについて（協定項目 23-17）

病院関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 錦中央病院・町立美和病院は、市民の健康増進と福祉の充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 各診療所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、遠隔地における医療サービスの充実に努める。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

交通関係事業の取扱いについて（協定項目 23-18）

交通関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 路線バス及び自主運行バスについては、当面、現行のとおりとする。
なお、相互乗り入れ路線の拡充や岩国市営バスの路線等については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 患者輸送バス等の利用対象者、運賃等については、当面、現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。

平成16年12月6日提出

岩国地域8市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成16年12月6日確認

第 4 回会議開催日時及び協議事項について

1 開催日時

日 時：平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日（月） 1 3：3 0～

場 所：由宇町文化スポーツセンター（由宇町南沖一丁目 13-1：TEL63-1400）

2 協議事項（予定）

協議第 37 号 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目 18）

協議第 38 号 介護保険事業の取扱いについて（協定項目 19）

協議第 39 号 使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目 21）

協議第 40 号 補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目 22）

協議第 41 号 水道関係事業の取扱いについて（協定項目 23-10）

協議第 42 号 新市建設計画について（協定項目 24）